

「電力の小売営業に関する指針」 新旧対照表

改定後	現行
<p style="text-align: center;">電力の小売営業に関する指針</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>序 (略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p> i) ~vii) (略)</p> <p> vii) <u>燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の取組</u></p> <p> ix) <u>調整上限を設けた燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の取組</u></p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア 問題となる行為</p> <p> i)・ii) (略)</p> <p> iii) <u>小売供給に係る料金について需要家に誤解を与える説明</u></p> <p>イ 望ましい行為等</p> <p> i) ~iv) (略)</p> <p> v) <u>燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給契約の締結等をする際の情報提供</u></p> <p> vi) <u>高圧一括受電や需要家代理モデルにおける説明等</u></p> <p> vii) <u>セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1~3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">電力の小売営業に関する指針</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>序 (略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p> i) ~vii) (略)</p> <p> 【新設】</p> <p> 【新設】</p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア 問題となる行為</p> <p> i)・ii) (略)</p> <p> iii) 小売供給に係る料金について需要家に誤解を与える説明</p> <p>イ 望ましい行為等</p> <p> i) ~iv) (略)</p> <p> 【新設】</p> <p> v) 高圧一括受電や需要家代理モデルにおける説明等</p> <p> vi) <u>セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1~3 (略)</p>

改 定 後	現 行
<p>4 燃料費調整等をはじめとする料金高騰リスクへの対応の参考事例</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) ~ vii) (略)</p> <p>viii) <u>燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の取組</u> <u>小売電気事業者が燃料費調整その他の燃料価格等の変動による料金の増額又は減額（以下「燃料費調整等」という。）の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う場合においては、需要家にとって燃料費調整等の仕組みやそれによる料金変動のリスクが分かりやすい料金メニューとするとともに、小売電気事業者等が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、その燃料費調整等の仕組みやそれによる料金変動のリスクについて、ホームページ等で分かりやすく情報提供を行うことが望ましい¹。ホームページで情報提供を行う場合には、他の料金メニューと比較してたどりつきやすさに遜色がないことによって、料金が比較しやすいようになっていることが望ましい。</u></p> <p>¹ <u>小売電気事業者等が小売供給契約の締結等をしようとする場合の説明義務については、後述の1（2）及び【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】を参照。</u></p> <p>ix) <u>調整上限を設けた燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の取組</u></p>	<p>【新設】</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) ~ vii) (略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>

改 定 後	現 行
<p><u>小売電気事業者が調整上限を設けた燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う場合においては、調整上限の算定方法（算定に用いる基準価格を含む）や、その更新の条件等の考え方について、供給約款等に定めるとともに、小売電気事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、需要家に対しホームページ等で分かりやすく情報提供を行うことが望ましい。ホームページで情報提供を行う場合には、他の料金メニューと比較してたどりつきやすさに遜色がないことによって、料金が比較しやすいようになっていることが望ましい。</u></p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア 問題となる行為</p> <p>i) ~ ii) (略)</p> <p>iii) 小売供給に係る料金について需要家に誤解を与える説明 前記 ii) のとおり、小売電気事業者等は、需要家と小売供給契約の締結等しようとするときは、当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）の説明をしなければならない（電気事業法第2条の13第1項及び施行規則第3条の12第1項第7号）。このときに、小売電気事業者等が、需要家に対し、当該小売供給に係る料金について虚偽の事実を告げるなど、需要家に誤解を与える説明によって自己のサービスに誘導しようとすることは、需要家の誤認に基づく選択を招くものであり、需要家保護を趣旨とする説明義務に違反する。 特に、小売電気事業者等が、市場連動型料金メニューを内容とする小売供給契約や、<u>燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給契約の締結等</u>をしようとする場合に、需要家に対し、<u>当該料金メニューのメリット（料金が安くなること等）のみを告げ、デメリット（料金が高くなる可能性があること等）を告げないことは、需要家の誤認に基づく選択を招くものであり、需要家保護を趣旨とする説明義務に違反する。</u></p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) ~ iv) (略)</p>	<p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア 問題となる行為</p> <p>i) ~ ii) (略)</p> <p>iii) 小売供給に係る料金について需要家に誤解を与える説明 前記 ii) のとおり、小売電気事業者等は、需要家と小売供給契約の締結等しようとするときは、当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）の説明をしなければならない（電気事業法第2条の13第1項及び施行規則第3条の12第1項第7号）。このときに、小売電気事業者等が、需要家に対し、当該小売供給に係る料金について虚偽の事実を告げるなど、需要家に誤解を与える説明によって自己のサービスに誘導しようとすることは、需要家の誤認に基づく選択を招くものであり、需要家保護を趣旨とする説明義務に違反する。 特に、小売電気事業者等が、市場連動型料金メニューを内容とする小売供給契約の締結等しようとする場合に、需要家に対し、<u>市場連動型料金メニューのメリット（料金が安くなること等）のみを告げ、デメリット（料金が高くなる可能性があること等）を告げないことは、需要家の誤認に基づく選択を招くものであり、需要家保護を趣旨とする説明義務に違反する。</u></p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) ~ iv) (略)</p>

改 定 後	現 行
<p>v) <u>燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給契約の締結等をする際の情報提供</u> <u>小売電気事業者等が、燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給契約の締結等をしようとするときは、需要家に対し、当該小売供給に係る料金が燃料価格の高騰等によって大きく変動する可能性があることを、燃料価格が大きく変動した過去の事例を用いる等して、わかりやすく説明することが望ましい。</u></p> <p>vi) 高圧一括受電や需要家代理モデルにおける説明等 (略)</p> <p>vii) セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 1～3 (略)</p> <p>4 燃料費調整等をはじめとする料金高騰リスクへの対応の参考事例 (1) <u>基本的な考え方</u> <u>電力システム改革の目的の一つは、多様な選択肢から需要家が自らの選好に応じた料金メニューを選択できる状況を実現することである。また、小売全面自由化後の家庭向けの自由料金においては、料金価格変動リスクに備えられるようにする等、需要家保護の観点も重要である。したがって、小売電気事業者等が、料金の調整に上限のある料金メニューを始めとする料金価格変動リスクに備えるこ</u></p>	<p>【新設】</p> <p>v) 高圧一括受電や需要家代理モデルにおける説明等 (略)</p> <p>vi) セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 1～3 (略)</p> <p>【新設】 【新設】</p>

(別表)

基本的な仕組み		需要家にとって		小売電気事業者にとって	
		主なメリット	主なリスク・コスト	主なメリット	主なリスク・コスト
(1) 完全定額料金プラン	契約期間内において、従量料金が存在せず、固定料金のみ存在するメニュー	需要家は燃料費・市場価格の変動リスク、使用量増リスクから遮断される。	燃料費・市場価格下落局面や、使用電力量の減少時においても値下げはない。 事業者が燃料費・市場価格の変動リスク、需要家の使用量増リスクを全て負っているため、一定のプレミアムが料金に乗る可能性。	燃料費・市場価格下落局面や、使用電力量の減少時においても収入が低下しない。	事業者が燃料費・市場価格の変動リスク、需要家の使用量増のコストを全て負うこととなるため、それらをヘッジするための対策が必要。
(2) 基本料金・従量料金単価が固定されたプラン	契約期間内において、基本料金・従量料金単価が変動しない料金メニュー	需要家は燃料費・市場価格の変動リスクから遮断される。	燃料費・市場価格下落局面においても値下げはない。 事業者が燃料費・市場価格の変動リスクを全て負っているため、その分のプレミアムが料金に乗る可能性。	燃料費・市場価格下落局面においても収入が低下しない。	事業者が燃料費・市場価格の変動リスク、需要家の使用量増のコストを全て負うこととなるため、それらをヘッジするための対策が必要。
(3) 燃料費や電力市場価格に応じた料金調整が行われるプラン	燃料費調整と市場価格連動項をいずれか/いずれも設けつつ、燃料費や電力市場価格に応じて、一定期間ごとに、料金変動する料金メニュー				

	<p>① 調整上限設定プラン 燃料費調整や市場価格連動項に調整上限を設定する手法。 調整上限超過分は、事後払いの仕組みとすることもありうる。</p>	<p>需要家が背負う燃料費・市場価格の変動リスクは、調整上限により一定程度軽減（設定された調整上限に依存）。</p> <p>燃料費・市場価格下落局面において、調整が需要家にとって有利に働く。</p>	<p>調整上限の見直しが行われる場合がある。</p> <p>事業者が燃料費・市場価格の変動リスクの一部を負っているため、その分のプレミアムが料金に乗る可能性。</p>	<p>調整上限に至らない範囲において、事業者が背負う燃料費・市場価格の変動リスクを軽減可能。</p>	<p>事後払いの仕組みがない場合には、燃料費・市場価格の高騰時には調整上限超過分を事業者が負担することになる。</p>
	<p>② 非調整バンド設定プラン 燃料費調整や市場価格連動項において、料金単価の調整を実施しない一定の変動幅（非調整バンド）を設定する手法。</p>	<p>燃料費や市場価格の変動幅が非調整バンド内であれば、需要家は変動リスクから遮断される（非調整バンドの設定による）。</p>	<p>非調整バンドの見直しが行われる場合がある。</p> <p>燃料費・市場価格の上昇幅が非調整バンドを超える場合、需要家に変動リスクを背負う。</p> <p>燃料費・市場価格の変動幅が非調整バンド内であれば、燃料費・市場価格下落局面においても値下げはない。</p>	<p>燃料費や市場価格の変動幅が非調整バンドを超える場合、事業者が背負う変動リスクを軽減することが可能。</p>	<p>燃料費・市場価格の変動幅が非調整バンド内であれば、変動リスクを事業者がすべて背負うことになる。</p>
	<p>③ 連動プラン 燃料費調整と市場価格連動項に上限設定や非調整バンドの設定は行わない手法。</p>	<p>燃料費・市場価格下落局面において、調整が有利に働く。</p>	<p>需要家が背負う燃料費や市場価格の変動リスクが大きい。</p>	<p>事業者が背負う燃料費・市場価格の変動リスクを軽減することが可能。</p>	<p>他の料金メニューに比しても、より丁寧な需要家への説明が期待される。</p>

※1 ここに挙げた料金メニューの類型は、あくまで一例であり、ここに示されていない料金メニューが開発されることは十分にあり得る点に留意。

※2 いずれのメニューについても、需要家への丁寧な情報提供がなされることが望ましい。